

意見提出者	北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課
1. 項目	「光の道」の整備とユニバーサルサービス制度について
2. 既存の制度・規制等によって I C T 利活用が阻害されている事例・状況	<p>産業の活性化や行政の高度化、効率化、地域振興、地域の安全・安心の確保など様々な分野で情報通信技術の効果的な利活用を進めていくためには、光ファイバーなど高度な情報通信基盤の整備が必要であり、その整備にあたってはこれまで、原則民間主導により行われてきたが、採算性の問題から過疎地域など条件不利地域においては、市町村が国の支援制度を活用し整備を進めてきたところである。</p> <p>これら市町村においては、ブロードバンド通信基盤を民間事業者に貸し出し、ブロードバンドサービスを提供しているが、維持管理費や耐用年数経過後の再整備については、所有者である市町村がその責務を負うこととなり、民間によるブロードバンドサービス提供が行われている都市部市町村との負担の格差が生じ、公平なサービス利用を阻害している。</p>
3. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>1 すべての世帯がブロードバンドサービスの利用が可能となる「光の道」を実現するために、今後新たな整備が必要となる場合には、地方公共団体に負担を求めることなく、民間主導により進めていくべきである。</p> <p>このため、現在はアナログ固定電話などを全国あまねくサービス提供するために運用されているユニバーサルサービス制度を時代に合わせて見直し、光ファイバーなどのブロードバンド通信基盤を対象として追加することにより、国民が等しく負担し合って、いつでもどこでもだれでも、新しい時代の情報通信サービスが受けられる制度設計としていただきたい。</p> <p>2 条件不利地域において市町村が整備し、民間事業者に貸し出して運営しているブロードバンド通信基盤については、民間事業者に無償譲渡し、当該事業者の責任で運営・更新が行うことができる特例措置（国庫補助金の返還不要、起債の繰上償還への交付税措置）を創設し、条件不利地域と都市部との負担の格差を解消していただきたい。</p>